

第 159 回宮崎県都市計画審議会

日時：令和 7 年 12 月 19 日（金）

9：55～10：40

場所：宮崎県庁 防災庁舎 5 階
防 52 号室

午前 9 時 55 分開会

○事務局 定刻より少し早いですが、皆様お集まりいただきましたので、ただいまから第 159 回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます、県土整備部都市計画課課長補佐の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、都市計画審議会の委員 16 名のうち 12 名の委員に御出席いただいております。これにより、審議会の開催要件である委員の過半数の出席を満たしておりますことをまず御報告させていただきます。

次に、御出席の委員につきまして御紹介させていただきます。お手元にお配りしております第 159 回宮崎県都市計画審議会委員名簿を御覧ください。

まず、委員会の委員に異動がございましたので御紹介いたします。

4 号委員の宮崎県町村議會議長会会長・坂本弘明様が御退任となられましたので、新たに松浦光宏様に委員に御就任いただいております。

5 号委員の宮崎県警察本部長・平居秀一様が人事異動に伴い御退任となられましたので、新たに高井良浩様に委員に御就任いただいております。なお、本日は代理といたしまして、宮崎県警察本部交通部参事官・佐藤勝重様に御出席いただいております。

委員の異動に關しましては以上となります。

また、本日の審議会では、専門委員会からの報告事項がございますので、委員長の宮崎大学准教授・嶋本寛様に御出席いただいております。

そのほかの皆様の御紹介につきましては、出席者名簿の配付をもちまして御紹介に代えさせていただきたいと存じます。皆様、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お席にお配りしている資料は、第 159 回宮崎県都市計画審議会の会議次第、出席委員名簿、配席図、資料 1 としまして、「都市計画区域マスタープランの改定原案について」と書かれたパワーポイントスライド資料、資料 2 としまして、「中部圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）」、資料 3 としまして、「比較対照表（中部圏域）」となります。また、県の都市計画に関する基本方針など、関係資料をとじ込んだ青色のドッチファイルと、審議会関係法令をとじ込んだ黄色のファイルもお配りしております。必要に応じて御参照ください。この 2 冊につきましては、会終了後、回収させていただきます。

本審議会の資料は以上でございますが、不足している資料等はございませんでしょうか。

それでは、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をいただきたいと思います。出口会長、よろしくお願ひします。

○出口会長 おはようございます。今日、前に掲示されていますように、審議会には1件の報告があります。この内容につきましては、前回、素案の段階でこの審議会で意見をいただきて、嶋本委員長が来られていますけれども、専門委員会の中で練っていただいたて、今日、案を御提示ということです。前回もいろいろな視点で意見をいただきましたけれども、本日もまた皆さんの立場から忌憚のない御意見をいただきたいと思います。本日はよろしくお願ひいたします。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。出口会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

○出口会長 では、座って進行させていただきます。

それでは、まず、議事に入るに当たりまして、本審議会の議事録署名を行う委員を2名指名させていただきたいと思います。今回は、前田委員と山内委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事の進め方等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 都市計画課計画担当の出井でございます。本日の議事について御説明させていただきます。

お手元にあります会議次第を御覧ください。本日は、報告事項としまして、専門委員会より、「都市計画区域マスタープランの改定原案について」の報告がございます。

進め方としましては、1つ目としまして、前回の審議会、専門委員会及びパブリックコメントや意見照会での御意見とその対応について、2つ目としまして、区域区分、いわゆる線引き制度の決定の有無について、以上の2つをまとめて御説明させていただき、委員の皆様より御意見をいただきたいと考えております。

事務局からは以上となります。

○出口会長 ありがとうございます。委員の皆様、ただいま事務局が説明した次第で進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○出口会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。報告事項「都市計画区域マスタープランの改定

原案について」、まず、専門委員会から報告をお願いいたします。

○**嶋本委員長** 宮崎大学の嶋本でございます。本日御報告させていただきます、都市計画区域マスター プランの改定作業に当たりましては、私を含め 7 名の委員から成る専門委員会において、これまで計 4 回の会議を開催し、調査・検討してまいりました。

専門委員会におきましては、本審議会からいただいた御意見をはじめ、国、市町村等の関係機関、改定素案に対するパブリックコメントの御意見を踏まえた上で、それぞれの委員の方の専門的な立場から審議を行いまして、幅広い視点に立った調査・検討が行われたものと考えております。

本日提出させていただく改定原案につきましては、先月の 11 月 10 日に開催いたしました専門委員会において、前回審議会でいただいた御意見やパブリックコメント及び意見照会等の結果を反映した事務局案について審議を行い、最終の取りまとめを行ったものになります。

内容につきましては、事務局から説明していただきたいと思いますが、出口会長、よろしいでしょうか。

○**出口会長** ありがとうございます。では、今、専門委員会から御提案がありました内容について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○**事務局** 都市計画課計画担当の浅尾です。都市計画区域マスター プランの改定について御説明いたします。

初めに、前回の振り返りとして、区域マスター プランの概要と改定スケジュールについて御説明いたします。

区域マスは、中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市の基本的な方向性を示すもので、都市計画法第 6 条の 2 に基づき、県が定める計画です。記載する主な内容は、都市計画の目標、区域区分の有無と定める際の方針、主要な都市計画の決定方針となっております。県や市町が策定するマスター プランに即した内容で、用途地域などの土地利用や道路などの都市施設といった個別の都市計画を定めます。

次に、改定スケジュールを御説明いたします。おととし 3 月に区域マス改定を行うことを報告後、昨年 2 月の第 4 回専門委員会を皮切りに、7 月、11 月の計 3 回、委員会を開催し、区域マスの改定に関する調査・検討を行いました。また、前回の審議会になりますが、今年 8 月に開催した第 158 回都市計画審議会において、審議委員の皆様に区域マス改定素案をお示しし、御意見をいただいたところです。今回の都市計画審議会では、原案の報告

として、前回の審議会及び第6回専門委員会でいただいた御意見と、関係機関への意見照会等でこれまでにいただいた意見についての事務局の考え方をお示しした後、事務局で作成しました改定原案について、御意見をいただきたいと考えております。また、前回の振り返りとなりますが、区域区分の決定の有無について、事務局の考え方をお示しします。今回皆様からいただいた御意見につきましては、区域マス改定原案として取りまとめ、国等との協議に臨みたいと考えております。

それでは、前回の審議会、専門委員会及びパブリックコメントと、各市町や出先機関等の関係機関への意見照会においていただきました御意見とその対応方針について御説明します。

まず、8月に開催しました第158回都市計画審議会でいただいた御意見についてです。いただきました御意見は、①都市計画区域外も含めた流域治水の図面の追加、②流域治水に関する住民の取組の追加、③事前復興まちづくり計画における多様な主体の連携についてです。該当箇所としましては、第4章5節となります。

まず、1つ目の御意見についてです。

流域治水の取組は、都市計画区域内外関係なく実施するものであることから、流域全体が分かるような図面の追加を検討してもらいたいとの御意見をいただいております。この御意見に対する事務局の考え方を赤枠に示しております。

区域マスでは、第4章第5節に、流域全体で水害を軽減させる治水対策である流域治水の取組を推進することを記載しています。より流域全体での取組であることが明確になるよう、各圏域に関する流域治水の取組図を追加することとします。

御意見①について、第4章第5節の豪雨及び土砂災害に関する基本方針に、スライドに示すような流域治水に関する取組図を追加することとします。また、区域マス素案に対しての関係各課への意見照会において、宮崎県河川課より、取組図に記載する河川について御意見があったことから、取組図へは全ての一級河川及び二級河川を示すこととします。

2つ目の御意見についてです。

区域マス改定においては、流域治水に関する取組例として、住民が取り組む事項についても追記してもらいたいとの御意見をいただいております。この御意見に対する事務局の考え方を赤枠に示しております。

区域マスでは、第4章第5節に、流域治水の取組例として、特定都市河川の指定のみを追加しています。流域治水は官民が連携して取り組む必要があることから、住民による取

組を推進するため、住民が取り組む事項について追加することとします。

御意見②について、第4章第5節の豪雨及び土砂災害に関する基本方針に、流域治水の取組の官民連携の部分が強調されるよう、あらゆる関係者の具体的な例として、「住民や民間事業者、河川管理者等」を追加することとします。また、一般住民の取組例として、特定都市河川の指定に加えて、「雨水貯留浸透施設の整備等による流域における貯留機能の整備・保全」を追加することとします。

次に、3つ目の御意見についてです。

事前復興まちづくり計画に関して、各企業も災害時の復旧・復興計画を立てていると考えられるため、区域マスの記載の中に企業も明示してもらいたいとの御意見をいただいております。この御意見に対しては、被災後を見据えて、企業・事業者との情報共有や連携を早期に取り組む必要があるため、事前復興まちづくり計画の検討を進める県民・市町・県などの多様な主体の中に「事業者」を明示します。

御意見③について、事前復興まちづくり計画に関して、県の方針を第4章第5節の防災都市づくりに関する方針の基本方針に追加します。事前復興まちづくり計画の検討を進める県民・市町・県などの多様な主体に「事業者」を追加します。

前回の審議会でいただいた御意見に対する県の考え方とその対応についての説明は、以上となります。

次に、11月に開催した第6回専門委員会でいただいた御意見についてです。いただきました御意見は、防災都市づくりに関する県のスタンスの明確化についてです。該当箇所としましては、第4章第5節になります。

第4章第5節の2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針におきまして、防災都市づくりについて県は推進しているのか、市町への支援を積極的に行うのか、県のスタンスが不明瞭である。市町がより防災都市づくりに関する取組が実施しやすくなるよう、県のスタンスを明確に記載してもらいたいとの御意見をいただいております。具体的には、スライド下段に示す、「2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針」の1つ目の丸の文章について御意見をいただきました。

この御意見に対しての事務局の考え方を整理するために、まずは、第4章第5節全体における、防災都市づくりに関する県のスタンスの記載内容の確認を行いました。第4章第5節全体を通して、県が防災都市づくりを推進していくことが記載されており、特にスライド上段に赤文字で示すように、「1. 基本方針」においては、「危機事象に強い環境づく

りを目指すこと」が明確に記載されています。また、防災都市づくりに関する事前復興まちづくり計画に関しても、「1. 基本方針」の4つ目の丸において、県民や市町、県等が連携して検討を進めることができます。

以上を踏まえて、今回の御意見に対する事務局の考え方を赤枠に示しております。

第4章第5節においては、県としての防災都市づくりを推進する旨が記載されていますが、御意見のあった、「2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針」においては、防災都市づくりへの県の姿勢が不明瞭であることから、県のスタンスを明確に記載することとします。

御意見のあった、「2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針」の文章において、防災都市づくりに対する県のスタンスとして、「災害に強い都市づくり・まちづくりを推進」する旨を追記し、それに対する具体的な支援対象として、「立地適正化計画における防災指針の策定や事前復興まちづくり計画の策定等の取組」を追加します。

前回の専門委員会でいただいた御意見に対する県の考え方とその対応についての説明は、以上となります。

次に、県民及び関係機関の意見を反映するために、これまで実施してまいりましたパブリックコメント及び関係機関への意見照会にて出た御意見について御説明いたします。

まず、パブリックコメントについてですが、令和7年9月22日から10月22日の1か月間、区域マス改定素案に対する御意見を募集しましたが、御意見の提出はありませんでした。

次に、関係機関への意見照会についてです。関係機関への意見照会は、区域マス改定作業前に1回、区域マス案に対して2回の計3回、スライドに記載する都市計画を有する19市町、各土木事務所、各農林振興局及び県庁関係各課を対象に行いました。

意見照会の結果、道路や河川等の整備予定箇所の更新や、工業、流通業務等の各拠点の更新、公共交通機関の利用促進の追加や市街地における住宅整備の方針、空き家等の住宅施策に関するなどについて御意見がありました。それぞれの御意見に対して、内容を精査し、必要に応じて区域マスへの反映を行いました。

最後に、これまでにも説明している内容になりますが、区域区分（線引き制度）の決定の有無について御説明いたします。

宮崎広域都市計画区域、日向延岡新産業都市計画区域については、引き続き、区域区分を維持することとします。また、その他の都市計画区域についても、引き続き、区域区分

を設定しない方針とします。

このことについて、前回の審議会では、企業を誘致するための土地の不足や、沿岸部に立地する企業の安全な場所への移転先がない等の課題がある。区域区分（線引き制度）の適用について、もう少し柔軟になるべきではないかという御意見をいただきました。

事務局の回答としましては、市街化調整区域は、整った農地を保全する必要があり、調整区域をなくすと、建物が建ち、インフラの整備等も必要になる。工業用地不足の課題については、調整区域に地区計画を打つ等の方法がある。線引きの廃止については、市町と十分に協議しながら慎重に検討していく必要がある。今後も引き続き、区域区分は維持する方針であることをお示ししたところ、承認いただきました。

また、別の御意見で、区域区分は、人口増加を前提とした手段だと認識している。人口減少の中で、区域区分とは別の考え方が必要になるのではという御意見をいただきまして、事務局からの回答としましては、人口減少の中、市街化区域もまばらになりつつあり、立地適正化計画でも示すように、より集約された都市を目指すコンパクト・プラス・ネットワークという考え方方が重要になるとお示しし、承認していただいたところです。

この方針については、現在、国土交通省や農林水産省との協議を並行して行っているところです。

以上が、今回の第159回審議会における都市計画区域マスタープランの改定原案についての事務局からの説明となります。

○出口会長 ありがとうございます。ただいま事務局から改定案につきまして説明がありましたが、専門委員会の嶋本委員長のほうから何か補足があればよろしくお願ひいたします。

○嶋本委員長 それでは、専門委員会での審議経過と、今回の都市計画区域マスタープランの改定で特に重視した点について少し補足させていただきます。

委員会では、本県の将来にとって重要な本計画の改定に当たりまして、都市計画はもとより、環境、経済、防災など多面的な審議を重ねてまいりました。特に今回の改定では、南海トラフ巨大地震や河川の氾濫、県西部における火山噴火などの自然災害への対応から、防災・減災対策の強化を喫緊の課題と捉えまして、議論を進めてまいりました。

本県では、沿岸地域に人口や都市機能が集中しており、災害後の迅速な復旧・復興、そして被害を未然に防ぐための備えが極めて重要であります。そのため、今回の改定原案では、第4章第5節の防災都市づくりに関する方針や、巻末資料に多くの加筆・修正を行っ

ていただき、災害発生前の段階から事前復興まちづくりを推進していくことの必要性を強く打ち出しております。

また、区域区分（線引き制度）につきまして、都市計画の様々な手法がある中でも、根幹をなすものであるため、その要否や妥当性について議論をしてまいりました。

最新の都市計画基礎調査結果によりますと、線引き区域では、市街化区域に人口の大半が集約する一方、非線引き区域では、用途地域外での人口増加や農地転用の傾向が見られることから、無秩序な市街地拡大を抑制し、計画的に市街化を図るために、区域区分制度が有効に機能していると考察しております。

さらに、圏域ごとの市街地の規模や開発動向について検証したところ、宮崎広域及び日向延岡新産業都市計画区域につきましては、市街地拡大の圧力が継続しているため、現状の区域区分を維持、そして、その他の都市計画区域につきましては、市街化区域設定の規模・密度に至らないため、現状どおり設定しないことといたしました。

事務局の調査に基づくこれらの判断は、無秩序な乱開発を防ぎ、計画的にまちづくりを行う上で重要であり、委員会としても妥当であると考えております。

本日は、委員の皆様に忌憚のない御意見、御審議をいただき、よりよいマスタープランとなるよう御助言いただきますようお願い申し上げまして、私の補足説明とさせていただきます。

○出口会長 ありがとうございます。議論の内容やポイントを委員長のほうから説明いただきました。

では、今の説明について、委員の皆様から質問や御意見等をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

これまで専門委員会でも、先ほど嶋本委員長がお話しになりましたように、特に宮崎県は防災が非常に大事ということと、線引きについても、2つの都市計画区域においてまだそれなりの開発圧力が継続しているということで、区域区分を適用すべきという内容でございます。どの視点からでも結構だと思いますので、御意見や御質問等をよろしくお願いいたします。

○A委員 御説明ありがとうございました。事務局に1点確認をしたいのですが、内容等ではなくて、今回の都市計画区域マスタープランは、上位計画が2つほど、県の総合計画とか県の「都市計画に関する基本方針」等があるかと思います。この都市計画区域マスタープランはおおむね20年を目標としています。上位計画の更新期間、更新時期もそろそろ

来るかと思いますけれども、本計画の計画期間と上位計画における計画期間のずれといいますか、それぞれの計画の期間はどのようにになっているのか、教えていただきたいと思います。

○出口会長 ありがとうございます。事務局のほう、よろしくお願ひいたします。

○事務局 まず、直近の上位計画としまして、「都市計画に関する基本方針」というのがございます。改定版は平成29年3月に改定をされているものになります。この基本方針に基づいて区域マスタークリーンをつくる。市町においては都市計画マスタークリーンをこれに即する形で策定していくことになります。この当時、平成47年を目標年次とする方針を策定しておりますので、基本方針も区域マスと同じように20年後を見据えて策定を行っています。

ただ、平成29年に策定しておりますので、時代背景や、防災まちづくりの観点、コンパクト・プラス・ネットワークの観点も基本方針に既に位置づけていますが、今回、区域マスタークリーンの改定において、防災まちづくりや事前復興の考え方をより深く記載しておりますので、区域マスのほうが先行して追記している感はあると思っております。「都市計画に関する基本方針」についても、平成29年が最後の改定ということで、国の方針や、今回の区域マスが先行してしまっている部分を反映する形での改定をそろそろ考えていかなければいけない時期かと思っております。今の基本方針にそぐわないというわけではないですけれども、深く掘り下げて書くというところが追いついていないところもございますので、基本方針については、別途更新の時期に来ていることは事務局としても認識しております、そろそろ改定を考えていこうということで認識しているところでございます。

○出口会長 もう一つの県の総合計画との関係が御質問にあったかと思います。

○総合政策課 総合政策課でございます。委員から御指摘がありました宮崎県総合計画につきましては、2023年、令和5年に直近の計画策定をしておりまして、長期ビジョンのほうは2040年を見据えてつくっております。御案内のとおり、人口減少を含めて推計のほうがだいぶ情勢と変わってきておりますので、現在、長期ビジョンの見直し作業をしておるところでございます。

それに付随するアクションプランについては、4年ごとに定めておりますが、現行アクションプランが令和8年度までということになりますので、次期アクションプラン、令和9年度からの策定作業のほうを今から取り組むというスケジュールになっております。

○A委員 ありがとうございました。事務局の回答のとおり、内容について上位計画との

方針のずれがあるということはないと思っています。きちんと即した形で進めていらっしゃるので、そこについて問題はないと思いますが、計画期間であったりですとか、上位計画ですという説明が当初にあるということは、そちらが前提としてあった上でこちらの区域マスのほうの改定が行われるというのが恐らくきれいな形なのだろうと思いますので、そのあたり、今後何十年かをかけてうまくはまっていくような形にできるように、都度期間的なものを目線として持った上での見直しというところも検討事項の一つとして今回考えていただければと思います。内容について云々ということではなく、よろしくお願ひしたいと思います。

○出口会長 御意見をありがとうございます。次のステップの参考にしていただければと思います。ほかにございませんでしょうか。

今、既にマスターplan改定の作業に入っている市町もあると聞いています。先ほどありましたように、宮崎県は、沿岸地域では地震・津波、西部地区では火山防災等、それから集中豪雨等もありますし、まちづくりの中での条件が厳しくなっていると思います。そういう中で、先ほどありましたように、県や市町だけではなくて、事業者の方々との連携が非常に重要になると思いますし、先ほどの案の中に事業者との連携が盛り込まれていますので、改定の内容については非常によく出来上がっているのではないかと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○B委員 計画の策定、お疲れさまです。本計画ができるということは、その後、県としてこれに基づいた施策を打ついかなければいけないと思います。今回新たに流域治水で住民の取組が記載されたり、事前復興まちづくり計画が入ってきてますが、まずは周知をして、そして、事業者、民間でやりましょうといつても、どうやって進めたらよいか分からないということで、県として今後、来年、再来年バックアップしていかなければいけないと思いますが、そういう予算取りも含めて今後やっていくという認識を持っていますが、そういうことでよろしいですか。

○事務局 流域治水と事前復興というキーワードが出てきたのですが、流域治水に関しては、今まで本県でも初めての指定に向けて動いていると聞いております。特定都市河川の指定になってきますが、指定されれば、まずは雨水浸透阻害行為の許可申請というのが始まると。住民を交えて、雨水を一気に流さないための対策をいろいろな関係者が協働してやっていくことが動きとしては出てくるのかなと考えております。

事前復興に関しては、今回の改定で少し踏み込んだ書き方をさせていただいています。

来年度も市町で都市マスの改定が控えているところもございますので、まずはそういうところからまちづくりの視点で事前復興まちづくりを考えていただき、事前復興まちづくり計画の策定に向けても、全部一斉にというのはなかなか難しいですけれども、動きが早いところもございますので、そういう事業に向けて、この区域マスに書かせていただくことによって、事業やいろいろなまちづくりの動きが出てくるのではないかと考えております。

○B委員 ありがとうございます。事前復興も後押しされるということですが、例えば個別避難計画とかなかなか全体で進んでいない部分もあるので、それと同様に、県がどのようなバックアップをしていくか。また流域治水についても、この中を見ていくと、雨水貯留浸透施設の整備とかありますが、都城市においては、各家庭に雨水を貯留できる施設に補助金を出しているので、いろいろなやり方や支援の仕方があると思います。ぜひ市町村が動きやすいような形でこの計画を基にやっていただければと思ったところでした。

○出口会長 ありがとうございました。次のステップへ進むときの参考にしていただきた
いと思います。

ほかにございませんでしょうか。

今回は、特に修正があるような御意見等はありませんでしたが、区域マスタープランの改定に向けてまだプロセスが残っていると思いますので、今いただいた委員の皆さんのお意見を含めて事務局のほうで進めてください。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様、今日は御意見等ありがとうございました。報告案件についての議事を終了させていただきます。では、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、御審議をありがとうございました。

最後に、事務局から次回審議会の御案内をさせていただきます。次回の第160回宮崎県都市計画審議会を令和8年3月24日（火）午後2時から予定しております。開催通知につきましては、追ってお送りいたしますので、御出席くださいますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第159回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午前10時40分閉会